

## 令和 8 年 4 月 特定教育・保育施設の確認について

令和 8 年 2 月 2 6 日 保育課

## 1. 確認制度と利用定員について（子ども・子育て支援法第 27 条、第 31 条第 1 項）

確認制度とは、市が教育・保育施設の設置者の申請に基づき、施設型給付費（委託費）の支払い対象施設である「特定教育・保育施設」であることを確認する制度です。

確認は、利用定員を定めて行うものとされています。

## 2. 豊橋市子ども・子育て会議での意見聴取

子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされています。

## 3. 新規申請施設について

令和 8 年度は、下記のとおり、保育園 2 施設から幼保連携型認定こども園へ移行するための確認申請が提出されています。

区域区分	現在の施設名	新施設名 (予定)	新旧利用定員				計
			1号(教育) 認定	2号(保育) 認定	3号(保育) 認定		
					1・2歳児	0歳児	
第 6 区域	天伯保育園	天伯こども園	0人⇒10人	75人⇒60人	33人⇒36人	12人⇒9人	120人⇒115人
			10人増	15人減	3人増	3人減	5人減
第 6 区域	長栄保育園	幼保連携型認定こども園 長栄保育園	0人⇒10人	86人⇒80人	40人⇒46人	4人⇒4人	130人⇒140人
			10人増	6人減	6人増	増減なし	10人増